

郡山女子大学

改善報告書（基準項目 3－3 について）

令和元年 7 月 17 日

1. 大学名：郡山女子大学

2. 認証評価実施年度：平成 28 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3－3

○入学者の決定を行うに当たり合否判定会議で審議し学長が決定しているが、教授会の意見を聞いていないので、学則にのっとり行うように改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目 3－3 について

入学者の決定を行うに当たり、教授会の意見を聞くことを明確にするため、「郡山女子大学大学院・郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部入学者選抜に関する規程」を平成 29 年 4 月 1 日に変更した。

変更後の本規程第 9 条では、「合格者の選考は、合否判定会議の意見により学長が決定する」ことが明記され（資料 3-3-01）、さらに第 2 項で合否判定の委員となる者が明記されている。この合否判定会議の委員の意見が教授会の意見を代表することを明らかにするため、第 3 項にて「合否判定会議の委員は、教授会によって承認を受け、教授会の意見を代表する」ことを明記した（資料 3-3-01）。変更後の規程は平成 29 年度 4 月 1 日より施行されている。

以上の規程の変更および施行により、入学者の決定を行うに当たり教授会の意見が反映されることとなり、「改善を要する点」について所定の改善が行われたものと認識している。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 3－3 の資料

3-3-01 郡山女子大学大学院・郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部入学者選抜に関する規程（平成 29 年 4 月 1 日変更・施行）